

## 各務原市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、各務原市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第14条第4項に基づく各務原市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

(職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、各務原市産業文化部商工振興課長をもって充てる。

3 事務局員は、各務原市産業文化部商工振興課の職員をもって充てる。

(文書の取扱い)

第4条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、各務原市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

第5条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、様式、寸法、書体、保管者及び用途は、次のとおりとする。

名称	書体	寸法	個数	使用目的	公印保管責任者
各務原市地域公共交通会議委員長之印	篆書	20ミリメートル四方	1	一般文書用	事務局長

2 交通会議の公印の保管、取り扱い等については、各務原市において定められている公印の取り扱いの例による。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月25日から施行する。